

「かがわヒノキ」住宅助成事業について

1. 制度概要

香川県産のヒノキ材を住宅に使った際に、県から県産ヒノキ材の購入費用の一部を補助する制度。
1軒につき10立方メートルを超える県産ヒノキ材を使用した場合は、特別加算を行う。

○補助対象者

補助対象区分	補助金交付対象者
新築・増築・改築・リフォーム	県内に自ら居住するための木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う者
モデル住宅	新築・増築・改築・リフォームの区分で本事業の補助金交付決定を受けた住宅の建設等を行い、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等

○補助金額

認証ヒノキ材購入助成：「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり1万円及び

「認証ヒノキ材」の内装材使用量1平方メートルあたり3千円

特別加算：内装材を除き10立方メートルを超える「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり4万円

展示用品助成：施工中または公開中に、認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知・PRするための展示用品の作成経費、購入経費、賃料等の2分の1以内

公開経費助成：購入者の決まっている住宅をモデル住宅として一般に公開するために要する謝金や賃料、ハウスクリーニング代等の経費の2分の1以内

上限額：認証ヒノキ購入助成、特別加算を合わせて、1戸あたり50万円。ただし、内装材は1戸当たり30万円。展示用品助成、公開経費助成を合わせて、1戸あたり5万円。

○条件

1. 県内で認証ヒノキ材を使用して木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。
2. 県税の滞納がないこと。
3. 認証ヒノキ材を3立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。
4. 県内に本社事業所を有する業者が施工すること。
5. 申請年度内の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。

＜モデル住宅の場合は次の条件も必要＞

6. 認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の3月15日までに1ヶ月以上の期間で最低8日間モデル住宅として一般に公開すること。

＜特別加算の場合は次の条件も必要＞

7. 県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等*の掲載に同意すること。
8. 県又は協議会が行う「かがわヒノキ」のPR事業に協力すること。

○令和8年度 補助金交付申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月13日

※予算額を超えた場合は、予算額に達した日をもって受付を終了する。

2. 補助金の交付手続きのながれ

- 1) 工務店等と住宅の建築工事請負契約締結
- 2) 申請対象部分施工完了の30日前までに、協議会へ交付申請書提出
ただし、4月15日～4月30日の間に完了予定の場合は4月5日までに交付申請書を提出
- 3) 県から、交付決定通知。
- 4) 申請対象の施工が完了したら、すみやかに協議会へ実績報告書を提出
- 5) 協議会による、現地確認
- 6) 県から補助金額の確定通知
- 7) 県へ請求書を提出
- 8) 県から補助金の支払
- 9) 居住を開始したら、県へ居住開始届提出

3. 交付申請手続きの窓口

交付申請書等の書類はそれぞれ下記の提出先まで、郵便または持参して下さい。

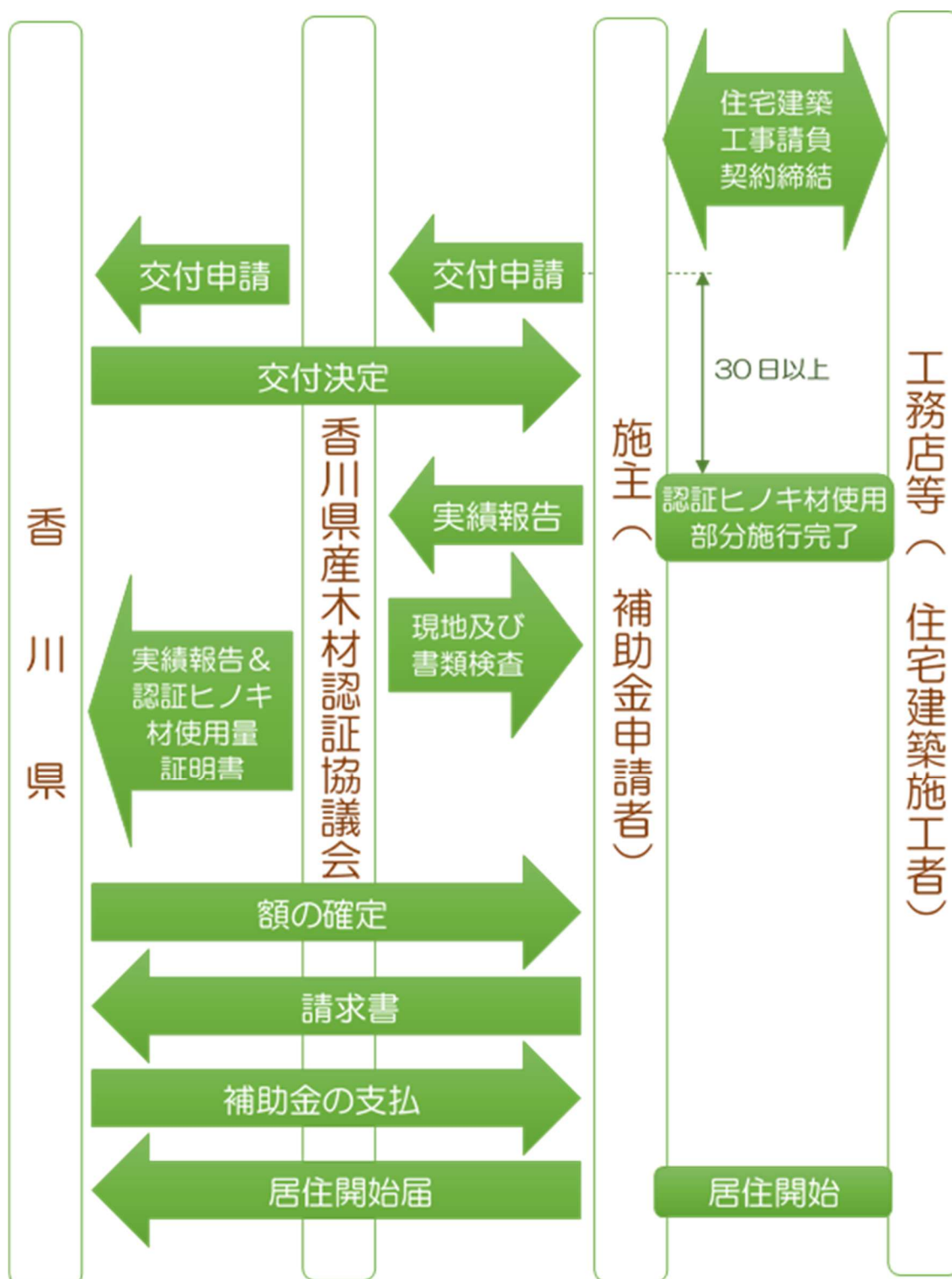
提出書類	提出先	住所（電話番号）	持参の受付時間等
交付申請書	香川県産木材認証制度 運営協議会	〒761-8031 高松市郷東町796-71 (087-881-9343)	月～金 9:00～16:00 休：土、日、祝日 8/11～16 12/29～1/4
変更交付申請書			
交付取下げ書			
実績報告書			
請求書	香川県環境森林部 森林・林業政策課 林業・県産木材グループ	〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 (087-832-3464)	月～金 8:30～17:15 休：土、日、祝日 12/29～1/3
居住届			

※提出する書類については、写しを取っておいて下さい。

※郵送する場合は、なるべく配達記録などで送って下さい。

<参考>

○ 補助金交付手続きの流れ図



○ 補助金額の算出表

①構造材等分

県産認証ヒノキ材 使用材積 (m ³)	補助金額		
	購入助成 (万円) 1 万円/m ³	特別加算 (万円) 10 m ³ を超えた分 4 万円/m ³	合計 (万円)
0	0	0	0
1	0	0	0
2	0	0	0
3	3	0	3
4	4	0	4
5	5	0	5
6	6	0	6
7	7	0	7
8	8	0	8
9	9	0	9
10	10	0	10
11	11	4	15
12	12	8	20
13	13	12	25
14	14	16	30
15	15	20	35
16	16	24	40
17	17	28	45
18	18	32	50
19 以上	19	36	50

※認証ヒノキの材積は小数点第一位（未満切り捨て）ですので、補助金額は千円単位で算出されます。

②内装材分

認証ヒノキ材の内装材 使用面積 (㎡)	補助金額 (万円)
0～9	0
10	3
20	6
30	9
40	12
50	15
60	18
70	21
80	24
90	27
100 以上	30

※認証ヒノキの面積は整数（未満切り捨て）ですので、補助金額は千円単位で算出されます。

<補助金額計算例>

例① 構造材を 5.5 m³、フローリングを 15.5 m² 使用した場合

$$5.5 \times 10,000 \text{ 円} + 15 \times 3,000 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円}$$

例② 構造材を 1.1 m³ 腰壁を 10 m² フローリングを 10.8 m² 使用した場合

$$1.1 \times 10,000 \text{ 円} + (10 + 10) \times 3,000 \text{ 円} = 71,000 \text{ 円}$$

例③ 構造材を 3.5 m³ フローリングを 6 m² 使用した場合

$$3.5 \times 10,000 \text{ 円} + 6 \times 3,000 \text{ 円} = 53,000 \text{ 円}$$

例④ 構造材を 2 m³ フローリングを 7 m² 使用した場合

⇒構造材が 3 m³未満、内装材も 10 m²未満であるため、補助対象外

例⑤ 構造材 12 m³ フローリングを 60 m² 使用した場合

$$12 \times 10,000 \text{ 円} + 2 \times 40,000 \text{ 円} + 60 \times 3,000 \text{ 円} = 380,000 \text{ 円}$$

例⑥ 構造材 7 m³ フローリングを 120 m² 使用した場合

⇒内装材の上限は 300,000 円であるため、120 m²のうち 100 m²までが補助対象

$$7 \times 10,000 \text{ 円} + 100 \times 3,000 \text{ 円} = 370,000 \text{ 円}$$

○ 「香川県産認証ヒノキ材」とは・・・

香川県が平成 25 年 1 月に公表した「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき、香川県産木材認証制度運営協議会が平成 25 年 3 月に制定した「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証されたヒノキ及びヒノキ製品を言います。

香川県産木材認証機関（以下「認証機関」という。）として、登録されており、これらの認証機関を通して流通されたヒノキ製品等が該当します。

※最新の認証機関一覧は香川県木材協会のホームページで確認できます。

<https://www.kagawa-mokkyo.com/kensan.php>

○ 添付書類について

交	住宅建設等の工事請負契約書の写
	認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第3号）
付	建築確認済証の写または建築工事届出書の写 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証及び設計図（平面図）の写し。 上記に該当しない住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図（平面図）の写し（ただし、リフォームの場合は除く）
	住宅建設等の箇所を表示した位置図
申	県税及び個人住民税の完納証明書（ただし、モデル住宅の場合は県税のみ）
	モデル住宅公開実施計画書（別紙参考様式1）（ただし、モデル住宅の場合のみ）
請	その他知事が必要と認める書類
	その他知事が必要と認める書類
書	認証ヒノキ材の使用状況が分かる写真（5枚程度）及び建物の全景写真
	モデル住宅公開実施報告書（別紙参考様式1）（ただし、モデル住宅の場合のみ）
実	モデル住宅公開時の写真（ただし、モデル住宅の場合のみ）
	展示用品の設置状況が分かる写真（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
績	展示用品費の領収書等（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
	公開経費の領収書等（ただし、モデル住宅で公開経費助成を受ける場合のみ）
報	認証ヒノキ材納品書の写
	認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第3号）
告	その他知事が必要と認める書類
	その他知事が必要と認める書類
書	

① 住宅建築箇所を表示した位置図

検査の際に現地が分かるように表示したものとして下さい。道路地図や住宅地図等をコピーしたものでかまいません。

② 県税及び個人住民税の完納証明書

1) 県税の完納証明書

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された県税の完納証明書の原本を添付して下さい。
- ・香川県県税事務所または各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。
- ・証明手数料は1通につき400円（香川県証紙）です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備頂く必要があります。
- ・その他証明書発行に係る詳細については、香川県県税事務所または各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせ下さい。

2) 個人住民税の完納証明書

- ・原則として、9、10ページ（2枚1組）の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行（申

請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。)

- ・ 証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。
- ・ 証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。

※ 個人住民税の完納証明書は、市町によっては、市町が発行する下記の書類でも受理いたします。

高松市	滞納無証明書
丸亀市	滞納のない証明書
坂出市	完納証明書
善通寺市	滞納のない証明書
観音寺市	完納証明書
さぬき市	納税証明書(滞納繰越額の欄が0円となっているもの)
東かがわ市	完納証明書
三豊市	完納証明書
土庄町	納税(完納)証明書
小豆島町	納税(完納)証明書
宇多津町	完納証明書
綾川町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
琴平町	滞納のない証明書
多度津町	完納(滞納のない)証明書
まんのう町	滞納のない証明書

※ 三木町、直島町には、代わりになる証明書はありません。

③ 認証ヒノキ材納品書の写

ヒノキ製品が認証機関から納品された際の納品書の写しを添付して下さい。

納 品 書					
○○工務店(香川様邸) 年 月 日			〒777-7777 ○○市○○町○○-○ (株)○○材木店		
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
合 計					

令和 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）

氏名（名称）

⑩

証 明 願

「かがわヒノキ」住宅助成事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、令和 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

印

証 明 願

「かがわヒノキ」住宅助成事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、令和 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

香 川 県 県 税 事 務 所 長 殿

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

年 月 日

窓 口 に 来 た 人	納 税 者 又 は 受 任 者	住 所							
		フリガナ 氏 名	(生年月日 年 月 日)						
			(電話番号 ())						
納 税 者	委 任 者	委任状 この納税証明書の交付請求及び受領に関する行為を上記の者に委任します。							
		住 所 (本社所在地)							
		フリガナ 氏 名	(生年月日 年 月 日)						
		(法人名称及び代表者職・氏名)	(電話番号 ())						

○該当する□にレ印をつけてください。(複数可)

使用目的	証明書の種類	請求部数
<input type="checkbox"/> 香川県入札参加資格審査申請	<input type="checkbox"/> すべての県税に滞納がない旨の証明 (完納証明書) ※個人の県民税及び地方消費税を除く。	部
<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請 (香川県以外)		部
<input type="checkbox"/> 金融機関提出	<input type="checkbox"/> 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	部
<input type="checkbox"/> 県の行う補助・融資等の申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 決算変更届 →	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 建設業許可申請・変更届	<input type="checkbox"/> 個人事業税 (所得年 年)	部
<input type="checkbox"/> 酒類販売業免許申請 →	<input type="checkbox"/> 県税に未納がないこと及び過去2年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> 公益法人に関するもの →	<input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> NPO法人に関するもの →	<input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと及び過去3年以内に 重加算金を課されたことがないこと	部
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	部
請 求 部 数 合 計		部

注 意 事 項

- ・太線わく内の必要事項を記入してください。
- ・法人が納税者の場合は、法人代表者の実印（登記印）を「納税者（委任者）」欄に押印してください。
- ・窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、身分証明書などをご持参ください。
- ・収益事業を行っていない法人又は香川県に事業所がない法人は、登記事項証明書（登記簿謄抄本）をご持参ください。
- ・納税証明書の交付請求には、手数料として1部につき400円の香川県収入証紙が必要です。
- ・納付後、1～2週間以内の場合は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証書の原本をご持参ください。

香川県収入証紙ちょう付欄

決 裁		見 本	号
本 人 確 認	連 在 行 上	納税証明交付請求書は、県税の完納証明書の発行窓口にあります。	可